

第2回南相馬市議会臨時会市長提出議案の要旨

平成29年4月18日提出

1. 件数 4件

【内訳】 議案 4件（専決処分の報告及びその承認（条例関係） 3件、
一般会計補正予算1件）

2. 議案の要旨

専決処分の報告及びその承認

議案第58号

～

専決処分の報告及びその承認について

議案第60号

【趣旨】

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり3件の条例を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

【専決第3号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について 平成29年3月31日専決】

【趣旨】

専決処分の理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、市税条例の一部を改正する条例を同年3月31日付けで専決処分したものである。

平成29年度地方税制改正の趣旨

平成29年度地方税制改正においては、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点からの個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うとともに、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置の見直し、居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額算定方法等の導入等を講じたものである。

【主な内容】

改正の概要

1 市民税関係

(1) 肉用牛の売却による農業所得の市民税課税の特例（附則第8条関係）

肉用牛を売却した場合において、昭和57年度から平成30年度までの各年度の個人市民税について申告の記載があるときは、所得割の額を免除するとした特例期間を平成33年度まで3年延長するもの。

(2) 軽自動車税の税率の特例（附則第16条関係）

平成28年度末で期限が切れる軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について、適用期限を2年間延長するもの。

グリーン化特例（軽課）とは、燃費性能等に優れた自動車の税率を軽減する特例措置

【改正後】（H29.4.1～H31.3.31 取得分）

区 分	軽減率
・電気自動車等	税率の概ね 75%軽減
・平成 32 年度燃費基準+30%達成（軽自動車） ・平成 27 年度燃費基準+35%達成（軽貨物車）	税率の概ね 50%軽減
・平成 32 年度燃費基準達成+10%達成（軽自動車） ・平成 27 年度燃費基準達成+15%達成（軽貨物車）	税率の概ね 25%軽減



【改正前】（H28.4.1～H29.3.31 取得分）

区 分	軽減率
・電気自動車等	税率の概ね 75%軽減
・平成 32 年度燃費基準+20%達成（軽自動車） ・平成 27 年度燃費基準+35%（軽貨物車）	税率の概ね 50%軽減
・平成 32 年度燃費基準達成（軽自動車） ・平成 27 年度燃費基準達成+15%達成（軽貨物車）	税率の概ね 25%軽減

電気自動車等とは、電気自動車・天然ガス自動車をいう。

軽課を適用した場合の標準税率(例)

車種区分	税率	軽 課		
		25%軽減	50%軽減	75%軽減
四輪以上の自家用乗用車	10,800 円	8,100 円	5,400 円	2,700 円

(3) 軽自動車税の賦課徴収の特例（附則第16条の2関係）

附則第16条の税率の適用を受けた軽自動車について、自動車製作者等の不正行為に起因し、納付不足額が発生した場合には、当該自動車製作者等は当該納付不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を納める義務があることを規定するもの。

2 固定資産税関係

(1) 被災代替償却資産に係る課税標準の特例（第61条関係）

震災等の事由により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして当該震災等に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で取得する償却資産に係る固定資産税について、最初の4年間2分の1減額する措置を、震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得したものに限り講ずる規定を加えるもの。

本規定は、平成28年4月1日以後に生じた震災等の事由による被災代替償却資産に係る固定資産税について適用する。

3 施行日 平成29年4月1日

(1) 市民税に関する経過措置

改正後の南相馬市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(2) 固定資産税に関する経過措置

改正後の南相馬市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(3) 軽自動車税に関する経過措置

改正後の南相馬市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

【専決第4号 南相馬市税特別措置条例の一部を改正する条例制定について 平成29年3月31日専決】

【趣旨】

1 専決処分の理由

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から同省令を適用させる必要があるため、市税特別措置条例の一部を改正する条例を同年3月31日付けで専決処分したものの。

【主な内容】

2 改正の概要

(1) 適用期限の延長（第4条関係）

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置の適用期間が平成29年3月31日から平成31年3月31日へ2年間延長されたことに伴い、必要な改正を行うもの。

(2) 施行日 平成29年4月1日

**【専決第5号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
平成29年3月31日専決】**

【趣旨】

1 専決処分の理由

国民健康保険法施行令の一部改正が平成29年2月22日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正施行令を適用させる必要があるため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同年3月31日付で専決処分したものを。

【主な内容】

2 改正の概要

(1) 軽減判定所得の算定方法の見直し(第21条関係)

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引き上げ

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得を算定する際、被保険者数(世帯内に特定同一世帯所属者がいる場合は、特定同一世帯所属者の数との合計額)に乗すべき金額を27万円(改正前26.5万円)に引き上げるもの。

特定同一世帯所属者

国民健康保険に加入したまま、75歳を迎えることにより後期高齢者医療制度へ移行した者

改正後	改正前
基礎控除額 33万円 + $27\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$	基礎控除額 33万円 + $26.5\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$

2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引き上げ

2割減額の対象となる所得を算定する際、被保険者の数に乗すべき金額を49万円(改正前48万円)に引き上げるもの。

改正後	改正前
基礎控除額 33万円 + $49\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$	基礎控除額 33万円 + $48\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$

(2) 施行日 平成29年4月1日

適用区分：改正後の南相馬市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

補正予算

議案第61号 平成29年度南相馬市一般会計補正予算について